

筑後市消防団応援の店事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、筑後市消防団の福利向上と新入団員の入団促進を図り、同時に地域の活性化を目的とし、市内の事業所等の協力の下に、消防団員やその家族が割引などのサービス支援を受けられることに関して、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業所等

筑後市内の事業所、店舗又はその他の団体をいう。

(2) 消防団応援の店

消防団活動を支援するため、消防団員に対し、事業所が自ら定めた優遇措置を行うものとして、筑後市長（以下「市長」という。）の承認を受けた事業所等をいう。

(3) 消防団応援の店表示証

前号の規定により承認を受けた事業所等に交付する表示証（以下「表示証」という。）をいう。

(4) 優遇措置

消防団員に対して行う代金の割引、特典の付与及びその他の支援をいう。

(申請)

第3条 消防団応援の店として承認を受けようとする事業所等は、筑後市消防団応援の店登録申請書（様式第1号）により、市長に申請するものとする。ただし、組合等の団体が申請する場合は、筑後市消防団応援の店登録申請書（団体用）（様式第2号）により一括して申請することができるものとする。

2 全国消防団応援の店に登録を希望する場合は、筑後市消防団応援の店登録申請書（様式第1号）に、その旨を記載すること。なお、登録した場合、公益財団法人日本消防協会のホームページにより公表を行うものとする。

3 優遇措置については、筑後市と全国で区別することができる。

(表示証及び認定証の交付)

第4条 市長は、前条の規定による申請を受け、消防団応援の店として承認を行ったときは、表示証（様式第3号）及び認定証（様式第4号）を交付するものとする。

(有効期間)

第5条 表示証及び認定証の有効期間は、交付の日から優遇措置の終了までの期間とする。

(公表)

第6条 市長は、表示証及び認定証の交付を行った消防団応援の店については、筑後市消防本部ホームページにより公表を行うものとする。

(表示)

第7条 消防団応援の店は、表示証を事業所等の見やすい場所に表示するものとする。

2 消防団応援の店は、パンフレット、チラシ、ポスター、看板、ホームページ等に消防団応援の店である旨を表示することができる。この場合において、消防団応援の店は、表示証の写しを拡大し、又は縮小して使用することができる。

(利用者及び利用方法)

第8条 消防団応援の店事業の対象者（以下「利用者」という。）は、筑後市消防団に所属している消防団員に限る。ただし、登録事業所等の判断で、消防団員の家族及び同行者を利用者を含める等の条件を付すことができる。

2 利用者は、優遇措置の提供を受けようとするときは、利用者証（様式第5号）を消防団応援の店に提示しなければならない。

(変更及び抹消申請)

第9条 消防団応援の店は、当該申請の内容を変更し、又は抹消しようとするときは、消防団応援の店登録変更・抹消申請書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

2 第6条の規定は、前項の変更又は抹消について準用する。

(表示証の返納)

第10条 前条の規定により登録を抹消された消防団応援の店は、速やかに表示証を市長に返納しなければならない。

(留意事項)

第11条 利用者は、消防団応援の店利用者証を不正に使用し、又は優遇措置に関して消防団応援の店に強要するなどの行為をしてはならない。この場合において、消防団応援の店に損害を与えた場合、その損害の責任は、当該利用者が有するものとする。

(所掌)

第12条 この要綱に関する事務は、筑後市消防本部総務課において所掌する。

(補足)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は令和4年4月1日から施行する。